

平成 27 年度東京港利用促進コンテナ貨物補助制度補助金交付要綱

(制定) 平成 27 年 3 月 27 日付 26 港経振第 431 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京港が、国際コンテナ戦略港湾として、「釜山港等に対峙する国際拠点港湾」「航路特性を活かした国際ハブポート」という目標達成に向け、本補助制度を実施するに当たり、その適正かつ円滑な遂行を図ることを目的として制定する。

(補助対象者等)

第 2 条 補助対象者等は、別表 1 のとおりとする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象期間)

第 3 条 補助対象期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）及び誓約書（別記第 2 号様式）に、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出期間は、前条の補助対象期間内とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

- 2 補助金の申請総額が予算額を超過したときは、予算額を各申請者の申請額に応じて比例配分した額で交付決定を行うこととする。
- 3 知事は、前項の決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により速やかに申請者に通知する。

(補助対象事業の変更等の承認申請)

第 6 条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条第 2 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、補助対象事業の（変更・中止）承認申請書（別記第 4 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。

2 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象事業の（変更・中止）承認通知書（別記第5号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了した後、平成28年4月11日までに最終輸送実績報告書（別記第6号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（別記第7号様式）により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金の支払及び請求)

第10条 補助金の支払は、前条による補助金の額の確定後とする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

(決定の取消等)

第11条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(5) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、補助事業者が前項第1号、第2号、第4号又は第5号に該当した場合、補助事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

(帳簿の保存)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(調査等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は

職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の補助金について適用する。

別表 1

補助対象者	十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、次に掲げる全ての要件を満たす者 一 国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者 二 東京港を利用する船舶運航事業者で、平成26年の船舶入港実績が、総トン数（GT）累計100万トン以上ある事業者
補助対象事業	船舶により、東京港において海上コンテナ貨物を輸出入する事業で、次に掲げる全ての要件を満たす事業 一 国際海上コンテナ貨物（ISO規格）を輸送する事業であること。 二 東京港で直接、船舶へのコンテナの揚げ又は積みを行うこと。
補助対象貨物	I 増加事業 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に東京港において輸出入される実入り海上コンテナ貨物で、前年同期と比較した取扱量増加分（輸送区分別増加分） II フィーダー輸送事業 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に東京港において輸出入される実入り海上コンテナ貨物で、東京港との間をフィーダー輸送されるものについて、前年同期と比較した取扱量増加分（輸送区分別増加分）
補助金の額	I 増加事業 ① 1,600FEU まで（1申請者当たりの上限） 1FEU あたり 5,000 円を補助する。 ※1FEU に満たない端数は切り捨てる。 ② 上限超 - 上限を超えて貨物を処理した事業者を対象に、上限超過分に応じ、一定額を予算の範囲内で按分し補助する。 （計算式） $\text{按分額} \times \frac{\text{対象事業者の上限超過分}}{\text{全対象事業者の上限超過分合計}}$ - ただし、上記計算式により算出された、1FEU 当たりの補助単価が 5,000 円を上回る場合は、上記によらず、1FEU 当たり 5,000 円を補助する。 II フィーダー輸送事業 1FEU あたり 5,000 円を補助する。 ※1FEU に満たない端数は切り捨てる。